

国と地方の協議の場（平成 23 年度第 5 回臨時  
会合）における協議の概要に関する報告書

平成 24 年 1 月

国と地方の協議の場に関する法律（平成 23 年法律第 38 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、この報告書を国会に提出する。

## 国と地方の協議の場（平成23年度第5回臨時会合）における協議の概要

### 1 開催日時

平成23年12月29日（木） 15:00～15:25

### 2 場所

内閣総理大臣官邸2階小ホール

### 3 出席者

内閣官房長官 藤村 修（議長）

総務大臣・内閣府特命担当大臣（地域主権推進） 川端 達夫（議長代行）

財務大臣 安住 淳

国家戦略担当大臣・社会保障・税一体改革担当大臣 古川 元久

内閣府特命担当大臣（行政刷新） 蓮 舫

厚生労働大臣 小宮山 洋子

全国知事会会長 山田 啓二（副議長）

全国都道府県議会議長会会長 山本 教和

全国市長会会長 森 民夫

全国市議会議長会副会長 水野 淳

全国町村会会長 藤原 忠彦

全国町村議会議長会会長 高橋 正

内閣官房副長官 齋藤 勁（陪席）

内閣官房副長官 長浜 博行（陪席）

内閣官房副長官 竹歳 誠（陪席）

内閣府副大臣 後藤 斎（陪席）

総務大臣政務官 福田 昭夫（陪席）

### 4 協議の概要

#### （1）協議事項

○社会保障・税一体改革について

#### （2）協議が調った事項

国・地方の消費税率の引上げ分を5%とする場合の国と地方の配分について、社会保障四経費の分野に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じて、国分を3.46%、地方分を1.54%とすること

#### （3）（2）以外の事項

なし

#### (4) 協議内容

##### ○挨拶等

(福田総務大臣政務官) ただ今から、「国と地方の協議の場」を開催する。

本日の協議事項は、「社会保障・税一体改革について」である。小宮山厚生労働大臣に臨時議員として御出席いただいている。

(藤村内閣官房長官) 先日の会議の後に、山田全国知事会会長ほか皆様に御理解をいただき、年の瀬こんなに押し迫った中で無理にこの会議を開かせていただいて、そして御参集をいただいたことに、改めて御礼を申し上げます。

前回に続き、本日も社会保障・税一体改革について御協議をお願いすることとしている。この改革については、野田内閣総理大臣の強い決意の下で、素案の取りまとめに向けて今日現在も大詰め調整が進んでいるところである。

具体的には、先日の政府民主三役会議で確認した方針として、総理から年内に党の議論を取りまとめるよう指示がなされており、今日も党で詰め議論を行っている最中である。

その上で、政府・与党の決定は年内を目途に行う方針なので、このような状況を踏まえて、前回申し上げたような国と地方の関係について、本日取りまとめることができるように、実りある協議を進めていただきたいと考えている。

この国と地方の協議の場は本年4月に法律が成立し、6月の第1回会合からこれまでに、本日を含めて本体会合は8回、分科会は4回と協議を重ねていただけてきた。この法律が成立したことは地域主権改革の重要な一歩であると考えているが、今後ともこの国と地方の協議の場を通じて地方自治に影響を及ぼす国の施策について、地方の皆様方の御意見を十分に伺いながら、成案を得る努力を重ねていくことが大切であると認識しているので、どうぞ引き続き御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

(山田全国知事会会長) 前回に引き続いて、また社会保障と税の一体改革の議論をこうして29日に開くことになり、大変遅い時期ながら、しっかりと国と地方の協議によって物事をつくり上げていこうという、藤村内閣官房長官を始め、政府の皆様が国・地方に対する思いというものを受け止めて、私ども今日ここに立たせていただいた。

この国と地方の協議の場に関する法律というのは、地域主権にとっては大変大きな重みと重要な意義を持つ法律であったと思っている。しかし、それは法律ができたから全てがうまくいくのではなくて、正に実際の運用の場で国と地方が忌憚<sup>たん</sup>のない、本当に思いの丈を語り合うことによって初めて次のステップへ進めるといふ、そういう会議の一つ一つを通じて、国と地方の関係をより良くしていくことが一番大切であると私は考えている。そうした点からも、この最後の段階になってまた開いていただいたことに対しては、私の方から感謝を申し上げなければならない。

私どもも、地方六団体 1,800 の首長・議長それぞれがいるが、それだけに非常にこれを取りまとめるのにつらい立場で今、行っているところである。しかしながら、何としても国と地方の協議の場を通じて国・地方を通じた素晴らしい政策が進むことこそ日本再生の道であると確信をしているので、是非とも今日もいろいろな面で忌憚のない意見交換の中で実りある会議になることを、心から期待申し上げている次第である。

改めて、関係の皆様のお苦勞に対して心から感謝を申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

### ○協議事項（社会保障・税一体改革）について

（川端総務大臣・内閣府特命担当大臣（地域主権推進）） 地方の単独事業について、これまで分科会で4回、本体会合で2回にわたり、地方の事情、実情を含めて真摯な御議論をいただいていた。この間、地方の皆様からいただいた御意見を踏まえて、今回取りまとめに当たり、地方単独事業の総合的な整理について関係省庁間で整理をしたので、私から説明をさせていただきます。

資料1を御覧いただきたい。これは「地方単独事業の総合的な整理」ということで、今日付けで内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省の、内閣として関係府省の統一的な整理の考え方である。

2番目に記載されているとおり、今般の社会保障・税一体改革では、全国レベルのセーフティネットである国の制度と、地域の実情などに応じたきめ細かなセーフティネットである地方単独事業の2つのセーフティネットが組み合わさることによって、社会保障制度全体が持続可能なものとなっていくとの認識を共有した上で、消費税収を主たる財源として安定財源を確保することとしている。

こうした改革の趣旨を踏まえれば、3に記載しているとおり、国と地方の役割分担を整理するに当たっては、地方単独事業は地域の実情に応じ、地域の判断で行われるものであり、その一つ一つについて国が精査を重ねるよりも、一定の基準を設けつつ地域の判断を尊重した上で定量的な整理に努めることが求められている。

こうした考えの下に、去る12日の社会保障・税一体改革分科会でお示した3つの論点については4に記載のとおり整理することとする。

まず、①の「社会保障四分野」の範囲については、26日に小宮山大臣から御説明があった3.8兆円をベースとしつつ、地方からの御意見を踏まえ「則った範囲」として、実質的にこれらの分野と重複している事業や、一体として評価される事業も含めることとし、予防接種、がん検診、乳幼児健診、老人保護措置費等を加えて整理をする。

次に、②の「給付」の該当性については、現物サービスを提供しているマンパワーの人件費について「給付」の担い手としての側面を評価する一

方、受益が直接個人に帰属しない事業について精査するほか、事務費や事務職員分の人件費等を除外することにより整理を行う。

さらに、③の「『制度として確立された』ものであるかどうか。」については「法令による義務づけ」は制度としての重要な要素であるが、これを過度に重視することは、事業の必要性に関するそれぞれの地域の判断への配慮を欠くこととなりかねない。他方で、国民負担を伴う今般の改革において、地域の判断を尊重するとしても、標準的な行政水準を超えて行われているサービスを国民全体で負担すべき対象として評価することは必ずしも適当でない。そこで、地方財政計画や地方交付税の需要額をメルクマールとして「制度として確立された」地方単独事業を定量的に整理する。

資料2を御覧いただきたい。そういう基本的な4府省の整理に基づいて、ここに案としてお示しをしているように、国・地方の消費税率の引上げ分を5%とする場合の国と地方の配分については、社会保障四経費の分野に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じて、国が3.46%、地方分が1.54%となる。この地方分の内容については地方消費税分を1.2%、地方交付税分を0.34%とさせていただきたい。

以上が関係閣僚の間で地方団体の御意見を最大限尊重して取りまとめた内容である。地方の皆様には是非御理解をいただきたい。

社会保障・税一体改革の実現に向けては、国と地方が協力して推進することが何よりも大事である。その認識に立って、今後とも一体改革の実現に向けて是非とも御協力いただきたい。

(山田全国知事会会長) この整理案については、私どもの主張について配慮をいただき誠にありがたい。特に私どもが主張していたのは、1つにはマンパワーの中にも本当に直接大きな、住民の皆様に対して受益を与えているものがあるのではないかと、これは是非とも最前線で頑張っている職員に対するメッセージとしても見ていただきたいということである。

また、地方単独事業は総合的に実施されており障害者の事業についても高齢者介護と多くの重なっている部分があるという指摘をした。障害者・児を対象とする事業のうち、「高齢者の介護」や「子ども子育て」に相当するものは、則った範囲ということに含まれていると理解してよろしいか。

(川端総務大臣・内閣府特命担当大臣(地域主権推進)) 結構である。

(山田全国知事会会長) そうした中で、柔軟に対応していただいたことに対して心から感謝申し上げたい。

その上で、私どもとしては、4点になるが申し上げたい。

1点は、成案でもこの税制の抜本改革に関して経済状況の話が出てきている。私たちも今、地域経済を見てきている者として、東日本の大震災、そして円高の状況の中で今回各知事にお伺いしても、この問題が影を落としている現実がある。是非ともそうした地域経済の状況を見て実施時期の判断をいただきたいということをまず、申し上げたい。

それから、消費税の場合には逆進性が出てくるということで、私どもに

としては、いつも低所得者対策というのをいろいろな面で講じてきているわけであり、こうした面からも、低所得者の方々への配慮というものについてお願いを申し上げたい。

それから、3点目としては、これは安住財務大臣がこの前言われたように、今の制度的な問題が大変厳しい状況にあるということは十分認識をしている。そして、認識をしているだけにできる限り私たちも共に力を尽くして行きたいと考えているが、残念ながら私どもから見ると、例えば平成13年から見たときの非現業職員の削減率は国は3%、地方は18%である。そうした面から言うと、やはり地域主権を中心とした国の行政改革については更に一層進めていただきたい。もちろん、我々地方も精一杯無駄をなくす努力をしていくので、そうしたことから国民の皆様に対してその必要性を訴えていく上でも大きいポイントになると思っている。

それと同時に、どうしても地方の場合には、税源に偏在があることが苦しい。それだけに、是非ともこれから調整の問題や交付税における需要額の組み方においては、そうした点についても配慮を行っていただきたいと思っていて、そういった点を踏まえて、これから政府とともにできる限り我々も頑張っていきたいということを申し上げたい。

(森全国市長会会長) 私どもの主張を大いに取り入れていただいたことについて、短い期間にもかかわらず精力的に御検討いただいたことに感謝を申し上げたい。

また、今後のことでいろいろと4点、山田会長から申し上げたことは、私も全く同感である。

基礎自治体の市の会長としての立場で一言申し上げたいことは、今回、率をどうするといった議論もあったが、地方単独事業をきちんと評価していただいたということは、歴史の流れの中で大変大きな一歩でなかったかと思う。

先ほどの文章でも、地方単独事業の国と地方とのセーフティネットが組み合わさることと書いてあるが、私ども基礎自治体は今、市民と密着していると、政府が言われた第三の公共という概念、NPOの活動やボランティアの活動のもの凄い圧倒的なエネルギーに毎日驚くような状況である。これと社会福祉というのは一体不可分なものであるというのが私どもの感じ方である。国と地方が連携をするということは、国と地方と市民が連携するという認識に立つ、この社会保障と税の一体改革の議論を更に発展させていく中で、そうした視点、これは民主党の最初のマニフェストにあった考え方だと私は思っている。基礎自治体重視というところが非常に色濃く出ていたと思う。

別に、都道府県を重視するなどと言っているわけではもちろんないが、私の立場としてはそういうことであって、それを是非また推し進めていただきたい。そのことが現場を預かる我々として、大変今回の決着が意味が大きいものと言える一つの大きな材料になると思っているので、よろしくお

願いをしたい。

いろいろ経済性とか偏在性その他については山田知事と全くの同感である。

(藤原全国町村会会長) これまでのかたくなな厚生労働省の分析や、また、分科会や協議の場での厳しい論議を踏まえれば、お示しのあった地方への配分は、その中に前回私から申し上げた地方交付税による一定の財源確保も含まれていることから、評価している。全体として調整いただいた川端総務大臣の御苦勞、御配慮に敬意を表したい。

先ほど、両会長から発言があったように、地方もこれから様々な問題があるので、国と一緒に進めていかなければいけないと思っている。

(山本全国都道府県議会議長会会長) 執行三団体のそれぞれの会長たちの御意見を是とするものである。

2点、私の方から地方単独事業について申し上げたい。先ほど大臣から説明をいただいた整理において、従来から地方側が主張してきている考え方に沿った整理がなされており、本会としてそれを尊重したい。

また、対象から除外された事業についても地方財政計画にきちんと計上していただいて、地方の行う社会保障施策について万全の財政措置を講じて、国と地方が一体となって社会保障を維持されるようお願いをしたい。

それから、消費税関係については、いろいろ議論をされているところであり、まず、国会議員の定数削減、処遇の見直し、それから、国家公務員の定数削減、給与の引下げ、他の個別間接税との調整、また、徹底した行政改革の断行などをまずは行うべきではないかという意見があって、私としては、本日この場において今、提示された案に対する意見を申し上げるということは差し控えさせていただきたい。また、この会議の様子については、全国の都道府県議長に報告をさせていただくが、今後、各議会においては、これを踏まえて熟議を重ねてそれぞれ意見も表明するということを考えている。

(水野全国市議会議長会副会長) 本日は、社会保障・税一体改革について新たな提案を示していただいたところである。本日晒された案は、引上げ分の消費税収の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分について、マンパワーにかかわる人件費を含め、広く地方単独事業を算定の対象に含めることとされており、我々が今まで主張してきたことを真摯に受け止めていただいたと思う。それに対しては評価をいたしたい。

しかし、今回の算定に含まれなかった単独事業についても、各地域は、地域の特色を生かした地方の社会保障を実施しているわけであり、今回は認めないというものもあったが、地方の実態を踏まえていただいて、財源の措置について今後も検討していただきたい。

(高橋全国町村議会議長会会長) 社会保障改革に関する施策について意見を述べさせていただく。社会保障改革の地方単独事業に対する考え方につ

いては、総務大臣の御尽力により私どもの主張を採り入れていただき、感謝申し上げます。また、地方配分についてもその拡充が図られたことを大いに評価するところである。なお、歳出については今後時代の変化により変わり得るものであり、税収構造の見直しもあり得るかと思う。これからも、地方と十分協議を重ねていただき、調整を図っていただくことを願います。

(藤村内閣官房長官) 冒頭、山田会長からは、本当に我々も大変申し訳なく押し迫った中で本日開催したが、この協議に大変積極的に御協力をいただいているという表明をいただき、本当にありがたく思う。

また、御意見の中でもあったが、党の中でも消費税の問題については何よりも行革、我々こそが身を切る、これが先だろうという議論が非常に活発に行われ、さらに逆進性の問題についてもちょうど今、整理がされているところである。もう一つ、経済状況のことについても様々な大きな議論になっているので、山田会長の御意見は十分に踏まえた結論になっていくだろうと思う。

本当に、本日も熱心に議論をいただき感謝申し上げます。本日のこの協議の場を通じた社会保障・税一体改革における消費税の国・地方関係の取扱いについては、先ほど川端大臣から御説明のあった案で進めていくことについて、地方側のメンバーの皆様方からも御理解をいただいたということで、この件の協議はこれを区切りとさせていただきたい。

また、先ほどの案を今後社会保障・税一体改革全体の取りまとめ作業にも反映させていきたい。

この社会保障・税一体改革は現在の我が国の社会保障を維持・充実させるための極めて重要な改革と考えている。国と地方が連携することが、持続可能な社会保障制度の維持・充実のために極めて重要であり、地方側の皆様にもこの改革を是非、今後とも応援していただきたい。今後とも御理解、御協力をよろしく願います。

(以上)